

県社会福祉に関する要望への対応状況（令和3年8月）

新規 継続	要 望 事 項
【1】	政策要望
継続	<p><u>1. 総合的な支援における地域間格差の是正について</u></p> <p>平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」による総合的な支援は、全国一律に行われる「自立支援給付」と、自治体の創意工夫により行われる「地域生活支援事業」に体系化され、その実施は主に市町村が担うことになりましたが、サービス提供のあり方に市町村間での格差が生じております。</p> <p>「自立支援給付」における視覚障害者の日常生活に必要な外出等を支援する同行援護事業について、支給量（利用時間）、利用範囲、利用内容など利用者ニーズに沿った制度運用が市町村によって異なっていることに加え、同行援護制度そのものの利用が難しい市町村があるなど大きな地域間格差が生じています。</p> <p>このため指定同行援護事業所のない市町村の解消を図るとともに、福祉送迎（有償）要件の緩和、サービス利用範囲の拡大等、同行援護サービスが受けやすい条件整備を行うなど、地域間格差の是正に向けた取り組みの強化を要望します。</p> <p>また、「地域生活支援事業」における日常生活用具給付については、対象品目数や支給の条件、利用者ニーズの掘り起こしなどについて、市町村において、より適切な制度運用を図るよう継続的な指導を要望します。</p>
対応 状況	<p>令和3年度予算 323,013 千円（市町村地域生活支援事業費）（障害福祉課）</p> <p><u>【同行援護】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日現在において、県内の指定居宅介護事業所は289箇所であり、うち同行援護を併せて開設している指定同行援護事業所数は95箇所となっております。 ・県内44市町村のうち15市町村において当該事業所の開設がないため、周辺市町村にある事業所のサービス利用を図っているところです。 ・引き続き、同行援護事業を併せて開設していない指定居宅介護事業所に対し、開設を促すとともに、同行援護事業所に対して事業の実施地域の拡大を促してまいります。 <p><u>【日常生活用具】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付事業については、市町村に対し情報提供を行うとともに、適切な支援が確保されていない状況などが確認された場合については、必要な助言を行うなど、適切な制度の運用について働きかけてまいります。